

入 札 番 号	委－2496			
業 務 名	三島館踏切付近道路改良詳細設計業務委託			
業 務 場 所	三島市泉町地内ほか			
業 務 概 要	交通量調査 1 式 設計業務 1 式 道路概略設計 1 km 道路詳細設計 1 式			
入札参加資格要件	1 三島市における建設関連業務委託競争入札参加資格の土木関係コンサルタント業務に係る認定を受けている者のうち鉄道に係る認定を受けている者、かつ測量に係る認定を受けている者のうち測量一般に係る認定を受けている者であること。 2 静岡県内の静岡市以東に営業所（本店又は支店等）を有する者であること。 3 2の営業所（本店又は支店等）は三島市の入札参加資格者名簿に契約営業所として登録されている者であること。 4 平成28年度以降に元請として、踏切の詳細設計または踏切の予備設計のいずれかの履行実績を有すること。 5 入札公告日から落札決定日まで三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成4年三島市告示第127号）に基づく入札参加停止又は指名留保期間中でないこと。			
入札参加資格確認申請	静岡県共同利用電子入札システムにより下記期間に申請する。 令和8年9月30日（水）から令和8年10月9日（金）までの 各日午前9時から午後5時まで ※入札参加申請方法については、下記 URL からご確認ください。 https://www.city.mishima.shizuoka.jp/page/17671.html			
入札書の提出方法	静岡県共同利用電子入札システムによる電送（詳細はすべての入札案件に共通する事項※1による。）			
入札執行（開札）	日 時	令和8年10月15日（木）午前9時30分		
	場 所	三島市役所 本館2階第2会議室	回 数	2回
入札結果の公表	落札（事後審査後）した日の翌日（公表方法）三島市ホームページ			
入札書提出期限	静岡県共同利用電子入札システムにより下記期間に提出する。 令和8年10月13日（火）から令和8年10月14日（水）までの 各日午前9時から午後5時まで（受付最終日は午後4時までとする。）			
履 行 期 限	令和9年3月19日			
予 定 価 格	事後公表	最低制限価格	あり	
積 算 内 訳 書	要（Microsoft Excel で作成）	建設リサイクル法の対象		

設 計 図 書 ダウンロード番号	設計図書は、静岡県共同利用電子入札システム（PPI）の三島市入札予定/公告表示の説明文書等に表示しています。該当ホームページから確認してください。 https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
配置予定技術者の雇用関係を示す書類の提出※2	不要
入 札 参 加 資 格 審 査 書 類	最低価格入札者は、入札参加資格審査申請書（様式第2号）に次の書類を添付して提出する。※3 1 同種業務の実績（様式第2-1号） 要・不要 2 配置予定技術者の資格・業務経験（様式第2-2号） 要・不要 3 経営事項審査結果の写し 要・不要 4 建設業許可通知書の写し 要・不要
電 子 契 約 対 象 ※ 5	対象・対象外 対象の場合で、電子契約を希望するときは、入札参加資格審査書類と併せて電子契約同意書兼メールアドレス確認書を下記提出先 URL に電子申請で提出。（提出がない場合、紙による契約になります。）※3

※1 すべての入札案件に共通する事項、三島市建設工事競争契約入札心得及び各種様式は、三島市ホームページに掲載するとともに、財政課にて配布を行う。

※2 「要」となっている場合は、配置予定技術者が入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることとし、これを確認するため、契約者は、当該技術者の監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料など雇用関係を示す書類のコピーを契約時に提出すること。

※3 ・添付書類の1及び2が不要の場合は、様式第2号の提出は不要とする。

保留通知受領後、入札参加資格審査書類の1～4に要とあるもの及び電子契約対象案件で電子契約を希望する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を速やかに下記の URL より電子申請にて提出すること。

●【提出方法が変更になりました】📧 提出先 URL : <https://logoform.jp/form/pqff/1308570>

・落札候補者に対し、入札参加資格要件の審査を行う期間に、追加して資料の提出を求めることがあるので、その場合は、指示された日の翌々日（休日を除く）までに提出すること。

※4 その他、この条件に定める以外は、「三島市建設工事競争契約入札心得」及び「すべての入札案件に共通する事項」を準用するが、競合する事項については本条件及び公告内容が優先する。

※5【電子契約について】

令和8年1月から電子契約サービスを導入しています。電子契約の方法等については下記ホームページをご確認ください。なお、紙媒体で契約する場合にも運用に一部変更がありますので、併せてご確認ください。 URL: <https://www.city.mishima.shizuoka.jp/page/17703.html>

【入札の無効】

「すべての入札案件に共通する事項」10に該当する入札は無効とする。

【入札保証金】

「すべての入札案件に共通する事項」6（1）に掲げるとおり入札保証金は免除とする。

【積算内訳書の提出】

- ・「積算内訳書」は入札書に添付し、提出すること。
- ・前項の提出がないとき、不備があるとき、又は入札書に記載してある金額と積算内訳書の合計金額が同額でないとき、当該入札は無効とする。

【建設関連業務委託契約に係る前払金制度の導入】

- ・保証事業会社と契約書記載の業務の完了の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を寄託して、契約書記載の前払金額以内の支払を請求することができます。

【建設関連業務委託に係る最低制限価格の適用】

- ・令和7年1月1日以降に入札公告を行うものから、建設関連業務委託の最低制限価格制度に係る算定等を改正のうえ適用したため、市ホームページ等で三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領を確認すること。
- ・建設関連業務委託において、測量業務と土木関係の建設コンサルタント業務など複数の業務を組合せ、一の契約として発注する場合の最低制限価格の算定は、特別なものを除き、業務ごとの最低制限価格を算定（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）し、それらを合計した額とする。
- ・「最低制限価格」を下回った価格の入札を行った者がある場合は、地方自治法施行令第167条の10第2項の適用がある。
- ・前項の適用があった者は、失格とし、入札結果表に失格の表記を行う。
- ・「最低制限価格」は事後公表とする。

【お知らせ】

- ・建設関連業務委託において、令和2年度から完了検査等を検査担当課の検査員が実施しています。